

薬生発0629第1号
平成30年6月29日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）が平成30年6月29日に公布されたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

- (1) 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 4098-71-9)
- (2) 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 109-09-1)
- (3) (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-87-3)
- (4) (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-07-7)
- (5) ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤



(CAS No. : 5124-30-1)

(6) 2-ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 818-61-1)

(7) 2-ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 999-61-1)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 111-40-0)

(2) エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 107-15-3)

(3) ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 64-67-5)

(4) N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 109-55-7)

(5) 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-65-2)

(6) 水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

(7) 1, 2, 3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 96-18-4)

(8) 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1302-42-7)

(9) N, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 112-24-3)

(10) ホスホン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 13598-36-2)

(11) レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール20%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-46-3)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1229654-66-3)

(2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4' - (シアノメチル) - 2 - イソプロピル - 5, 5 - ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1857331-83-9)

(3) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2, 3, 3, 3 - テトラフルオロ - 2 - (トリフルオロメチル) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 42532-60-5)

(4) 無水酢酸及びこれを含有する製剤のうち、無水酢酸0.2%以下を含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

4 施行期日

平成30年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

(1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成30年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成30年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成30年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1 - (3 - クロロ - 2 - ピリジル) - 4' - シアノ - 2' - メチル - 6' - (メチルカルバモイル) - 3 - [[5 - (トリフルオロメチル) - 2H - 1, 2, 3, 4 - テトラゾール - 2 - イル] - 1H - ピラゾール - 5 - カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布日に施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。